

第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年10月18日（火）17時50分～19時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、多久和委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐、田中労働基準監督官

4 議 事

(1) 金額審議について

(2) その他

5 資料目次

(1) 令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 ただ今から第6回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本専門部会の成立について確認をいたします。本日の委員の出席状況ですが、委員全員が御出席ですので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告します。

また、本日の審議会は公開をしておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○佐藤部会長　こんばんは。連日となりますが、本日が最終日となりますので、よろしく  
お願いいたします。

まだ労使双方の意見の隔たりが大きいということで、本日、再度協議を行い、可能であれば全会一致という結論を迎えたいと考えています。

まず、河村委員と西本委員との三者で協議をさせていただきたいと思います。10分程度ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長　では、会場の準備をお願いします。それでは、10分間休会します。

[三者協議]

○佐藤部会長　再開したいと思います。15分程度、労働者側と使用者側で協議をされる  
ということですので、まずそれをしていただき、引き続き各側で協議を行っていただきま  
す。事務局は、場所の準備をお願いします。では、休会します。

[労・使協議]

[各側協議]

○佐藤部会長　再開します。では、協議の報告をしていただきたいと思います。

○河村委員　労使協議の報告をします。

どうにか全会一致の道が探れないかということで協議をさせていただきましたが、昨日  
は残念ながら同意に至らなかったということです。

本日は、改めて労働者側から全会一致を前提に、859円の提示をさせていただきました  
。その結果、使用者側の委員の皆さんの御英断もございまして、859円で、全会一致  
でいこうという結論に至りましたので御報告をさせていただきます。

なお、私は金額しか言っておりませんので、その議論の背景等、ほかの委員の皆さんか  
ら補足がございましたらお願いしたいと思います。

○佐藤部会長　では、ほかの委員の方で、労働者側から順番にお願いします。

○多久和委員　859円の全会一致にこだわるということで、私も影響率等のお話もさせ  
ていただきながら、使用者側に訴えさせていただいたということです。

○森本委員　これまで私も長年ここに出てきて、ずっと労使のイニシアティブでやってき  
ていましたので、そこにこだわって協議させていただいて、その道が見えたというところ

ですし、使用者側の皆さんには本当に御英断をいただいたと思っております。感謝しております。ありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、使用者側からもお願いします。

○西本委員 全会一致で決着できて、大変うれしいです。ありがとうございました。

○谷口委員 全会一致を目指すということで、かなり厳しい感じもありましたが、何とか859円ということで決着したということです。

○田中委員 本当にありがとうございました。本当に今、企業を取り巻く環境というのは非常に苦しいです。特に鳥取県を支えてくれている、我々もそうですし、中小、それから零細企業においては、またこの数字を励みにして頑張らなければならないということが、自分たちが戻ってからの役目だなというふうに認識させていただきました。本当にここにいらっしゃる方々、又はその後ろに控えられている方々におかれましては、御協力、御支援をいただけたらと思っておりますので是非よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。全会一致という話で進められていますが、労使の協議がまとまったということなので、改めまして決を採りますので、急に考えを改めないようお願いしたいと思います。

今、労使双方から、859円ということで御提示がありました。

では、この金額に賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、全会一致で859円となりました。

それでは、事務局はこの決定のとおり部会報告案を作成してください。併せて答申について、事務局から説明してください。

○片山賃金室長 ただ今の全会一致の結審を受けまして、これより部会報告を行っていただきます。なお、例年の報告案には、効力発生日は法定どおりという形で記載されておりますので、その旨、作成することを御確認いただきたいと思います。具体的な日にちにつきまして、本日配付しました資料に、最短の効力発生予定日一覧をお示ししています。

本日、10月18日が本審議会の答申となります。かつ、答申要旨の公示ということになりますので、異議の申出がなかった場合の最短の改正発効予定日は12月17日土曜日ということになります。9月15日に開催されました第536回鳥取地方最低賃金審議会におきまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することが了承されていますので、部

会報告を頂いた後、この決定を最低賃金審議会の決定として、本日答申を行っていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、改正発行日は法定どおりとして専門部会報告案を作成したいと思います。どれぐらい時間掛かりますか。

○片山賃金室長 10分程度、お時間を頂きたいと思います。

○佐藤部会長 はい。では、今の説明について、何か御質問等がありますか。

○河村委員 毎年、附帯事項というのを付けていたように思うのですが、その辺り、使用者側の委員の皆さんの御意見もお伺いできればと思います。

○佐藤部会長 その前に、この特定最賃の専門部会報告に、附帯事項は付けていたかの確認をまずお願いします。

○河村委員 部会報告が本審報告になるはずなので、付けていたと思います。

○高橋労働基準部長 事務局から御説明申し上げます。昨年度、令和3年10月18日に専門部会報告を取りまとめたところでございますが、昨年度の専門部会報告には特に附帯事項はございませんでした。

○河村委員 附帯事項を付けるタイミングは、もうないですね。

○佐藤部会長 ないです。地域別最低賃金の部会報告書には付けますが、特定最低賃金で付けたということが記憶になかったので、今、確認をしたのです。

附帯事項についての御意見をお聞きします。

○河村委員 非常に厳しい環境の中でこの賃上げを行うことから中小・零細企業に対しての支援策の更なる拡充など、を厚生労働省に上げていくというような意味で、附帯事項を付けることがあります。例えば賃上げの支援でいけば、国でいえば、業務改善助成金があると思うのですが、そういった部分も、例えば鳥取県内でいう支援策としては、働き方改革サポートオフィス鳥取で行っておられるということです。さらに、実はこれ、連合鳥取で2023年の政策制度要求の中に入れ込んだ項目で、中小企業、零細企業の支援を徹底してほしいという申入れに対する、県の動きとして、実は9月の補正予算に提案をされている項目があります。賃金アップ環境整備応援補助金というのが、9月の補正予算で提案をされ、審議をされたというような状況になっています。そういったところで、もう少し、例えばこういった部分に支援策をしてほしいとかというようなことを、特に、どちらかという、使用者側の委員の皆さんから御意見が出るケースが多いというふうに思います。

それと、過去にあったのは、今、国が進めているパートナーシップ構築宣言にあるように、言わば、利益の、下請代金の買いたたきとか、そういったところを抑えるような施策の徹底というようなことで、サプライチェーンの付加価値の適正循環というような項目で入れたことが何年か前にあったようには記憶をしています。

○佐藤部会長 はい、では、附帯事項を入れるか入れないかということですのでけれども、使用者側、いかがしますか。特に要らないということであればですし、いや、入れてほしいということであれば付けるということになります。

○田中委員 入れることによってどういうふうな、効果への導き方とか、ルートなんですか。

○高橋労働基準部長 事務局から申し上げます。

まず、専門部会報告と、この後、答申を行っていただきますが、専門部会報告と答申に附帯事項を付けること問題はありません。附帯事項を付けていただいた際には、こちらの改正額及び答申の内容を、事務局から厚生労働本省に報告を行います。その際に、今回、改正審議に当たって、強く労使双方からこういう要望があったので御検討をお願いしますということ報告することになります。

○田中委員 それは県に対してですか。

○高橋労働基準部長 国の厚生労働本省です。

○田中委員 国に対して、私はないです。

○谷口委員 私もありません。

○佐藤部会長 使用者側は特にないということで西本委員もよろしいですか。

○西本委員 業務改善助成金の拡充や、適切な価格転嫁に向けた環境整備を行うことという項目は、地域別最低賃金の附帯事項の中に入っていますよね。

○河村委員 もう一回、再度入れるという手もあると思います。

○西本委員 同じ内容を特定最低賃金の附帯事項に入れても、結果的には本当に効果が出るのかどうかという話なので、そちらに入っていれば、私はいいと思います。

○佐藤部会長 労働者側は入れたいものはありますか。もう使用者側が入れなくていいのであれば、それでいいという感じですか。

○河村委員 はい。

○佐藤部会長 特に、よろしいですか。では、特に附帯事項は付けないということで、報告書の作成をお願いします。

○片山賃金室長 では、10分ほどお待ちください。

○佐藤部会長 はい。10分間、休会します。

〔休 会〕

○佐藤部会長 では、再開いたします。お手元に専門部会報告書（案）が届いているかと思えます。こちらの読上げをお願いいたします。

○片山賃金室長 読み上げます。

案、令和4年10月18日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿。鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年9月15日、鳥取地方最低賃金審議会において付託された鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

おって、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりであるということで、記以下に皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして読上げを省略させていただきます。

続きまして、別紙、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片付けの業務。ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間859円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。

続きまして、今までの審議経過、それから、その内容を資料としてお付けしておりますので、御確認いただければと思います。

以上、読上げを終わらせていただきます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ただ今読み上げていただきました（案）について、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。

（なし）

○佐藤部会長 では、報告書（案）から「（案）」を消したものを報告書として扱わせていただきます。

引き続きまして、全会一致での議決となりましたので、局長宛での答申を行うことといたします。では、答申文の（案）の配付後、答申文（案）の読上げをお願いいたします。

○片山賃金室長 読み上げます。

案、令和4年10月18日、鳥取労働局長、山本浩司殿。鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和4年9月15日付け鳥労発基0915第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。1、適用する地域、鳥取県の区域。2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電気計測器製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。（1）18歳未満又は65歳以上の者。（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。（3）次に掲げる業務に主として従事する者。イ、清掃又は片付けの業務。ロ、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、包装又は箱詰め業務。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間859円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆

勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、法定どおり。以上でございます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、ただ今読み上げていただきました（案）について、何か御意見等ありますでしょうか。

（なし）

○佐藤部会長 答申文（案）から「（案）」を消したものを答申文とし、審議会会長名で局長に答申することといたします。

では、労働基準部長に答申文をお渡しすることとしますので、事務局で準備をお願いします。では、答申いたします。

〔部会長から労働基準部長に答申文手交〕

○高橋労働基準部長 山本鳥取労働局長に代わりまして、一言御挨拶申し上げます。

ただ今、佐藤部会長から鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、全会一致の答申を頂きました。9月15日に第1回専門部会を開催させていただいてから、6回にわたり御審議いただき、皆様方にはお忙しい中、ありがとうございました。また、専門部会の開始時間が夜に設定になったのが3回ほどございましたことを事務局としておわび申し上げます。今後、事務局といたしまして、発効に向けた事務手続を適正に行いますとともに、発効後につきまして、地域別最低賃金と併せて、同様に改正された特定最低賃金額の周知及び履行確保に努めてまいります。

改めて、委員の皆様方の御苦勞に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

○佐藤部会長 ありがとうございます。それでは、その他ということで、今後の日程等について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 ただ今答申が行われましたので、最低賃金法第15条第3項に基づき、本日から11月2日までの15日間、異議申出の公示により、答申に対する異議を受け付けます。この間、異議の申出がなかった場合には、審議会は開催いたしません。事務局での官報公示のための事務処理を行いますと、11月17日が官報公示予定日となり、30日経過した12月17日が効力発行の予定日となります。

一方、異議の申出があった場合、審議会を開催して御審議いただくこととなります。この場合、改めて日程調整の上で審議会を開催して御審議いただいた後、官報公示の手続後に発効となります。異議の申出があった場合の審議会の日程といたしましては、11月11日を予定しておりますが、再度そこは確認させていただきたいと思っています。



なお、本日出席されておられない本審の委員の皆様には、本日の部会報告及び答申を専門部会の資料と共に郵送をもって報告させていただきます。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、事務局から今説明をいただきましたが、何か御質問等がありますでしょうか。

○河村委員 聞き逃したのですが、異議審日程は再度調整ですか。

○片山賃金室長 1回調整させていただいた時点で、11月11日という日が可能と判断しておりますが、それから変わっている可能性がありますので、再度調整させていただきたいと思います。

○河村委員 はい、分かりました。

○佐藤部会長 その他、ございますか。よろしいですか。

では、必要性の有無の諮問をされてから本日まで、金額改正の審議を重ねてきました。一時はどうなることかと思いましたが、何とか労働者側、使用者側委員の皆様の御尽力のおかげで、全会一致での結審ということになりました。皆様の御努力と、そして御協力に感謝いたします。

それでは、今年度のこの電子部品等製造業最低賃金専門部会を終了したいと思います。

これで皆様の専門部会の委員としての役割も終わりということになります。本当にお疲れさまでした。

では、終了します。ありがとうございました。